

令和5年度 職場の健康づくり「チャレンジ表彰」実施要領

【目的】

栄養の偏り、運動不足、ストレスなどにより働き盛りの世代で、糖尿病・心臓病・がんなどの生活習慣病が問題になっている。そこで、事業所単位の積極的な健康づくりを推進するため、健康づくりの優良な取組をしている事業所、又は、新たに取組み始めた事業所を表彰し、健康増進を図る。

【エントリー条件】

- 1) 事業所に（事業主等役員を含め）2名以上従事していること
〔法人事業所、個人事業所を問わない（家族内経営の自営業可）企業（法人など）全体、支店・工場単位など事業所の単位を問わない。〕
- 2) 「良質な産品・サービス・事業活動は健康的な職場環境づくりから始まる」ことに賛同すること。
- 3) エントリー項目のうち、最小限「必須項目」を実施する意思があること。
- 4) 労働衛生や職場環境づくりに関するコンプライアンス（法令遵守）に心がけること。

【申込方法】

「エントリーシート」に必要事項を記入し「宣言書」と併せて、
安芸地区健康づくり推進協議会 事務局（安芸福祉保健所）へ提出する。

【認定証等の発行】

- 1) 「必須」項目のすべてを実施すると「宣言した」場合に、認定する。
- 2) 認定は年度末まで有効。
- 3) 認定を受けていることを事業所に掲示し、広告、配布物や印刷物、産品に示し、あるいは産品に認定を受けた旨の表示をすることができる。

【実施状況の提出】

「取組シート」に当年度に実施した内容を記入し、12月20日（水）までに
安芸圏域健康づくり推進協議会 事務局（安芸福祉保健所）あて報告する。

【表彰について】

報告内容によって「会長賞」「福祉保健所長賞」等を選考し、表彰を行う。

※「強く取り組みをお勧めする項目」「可能であれば取り組みをお勧めする項目」の該当・非該当は選考の参考となる。（いち押しの取組についても該当があれば報告すること）

<選考方法>

必須項目（各10点）とその他に取組むことができた項目（各10点）により健康づくり推進協議会長及び安芸福祉保健所長が審査し、審査員点を加算した総合点により決定する。

【その他・特典】

表彰を受けたことを事業所に掲示し、広告、配布物や印刷物、産品に認定を受けた旨の表示をすることができる。

【エントリーに必要な項目】

※具体的には「エントリーシート」参照

1) 体制づくり

- ・健康づくりを推進する担当者（健康管理の担当者）を選任する
（50人以上の事業場は衛生管理者とする）
- ・従業員に対して健康づくりに関するチラシ、パンフレットを配布（回覧）する
（内容は問わない）

2) 健康管理

- ・従業員に対して健康診断（定期の健康診断または特定健診）やがん検診を受けるよう
声かけを行う

3) たばこ対策

- ・事業所内は、健康増進法に則った受動喫煙防止対策ができています

 その他（可能な限りでよい）

- ・運動習慣
- ・メンタルヘルス
- ・栄養、食生活
- ・その他保健習慣
- ・健康にやさしい環境

【事業所認定・表彰の流れ】

- 1) ～9月頃 申込「エントリーシート」及び「宣言書」の提出
- 2) 随時 認定書等の発行
- 3) 12月末 実施状況報告「取組シート」の提出
表彰選考 結果通知
- 4) 2月頃 表彰、副賞等の授与（安芸圏域健康づくり推進協議会）

[問い合わせ・提出先]

安芸圏域健康づくり推進協議会 事務局

〒784-0001 安芸市矢ノ丸1-4-36 安芸福祉保健所内

Tel:0887-34-3177 Fax:0887-34-3170

[ホームページ]

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130111/aki-challenge.html>